⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

12　「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（租税特別措置法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

⑴　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項第六号並びに同令第二十六条の四第八項及び第十八項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第26条第22項第６号」を「第26条第23項第６号」に、「同令第26条の４第７項」を「令第26条の４第８項」に、「平成22年12月31日」を「平成24年12月31日」に、「第26条第23項」を「第26条第24項」に、「同条第22項第６号」を「同条第23項第６号」に、「同条第７項」を「同条第８項」に改める。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第七百号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項第三号の規定に基づき、平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第二十六条第二十三項第三号」を「第二十六条第二十三項第三号」に改める。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第七百一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項第五号及び第二十六条の四第四項の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十三項第五号」に、「第二十六条の四第三項」を「第二十六条の四第四項」に改める。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第七百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項第四号の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第二十六条第二十三項第四号」を「第二十六条第二十三項第四号」に改める。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第七百三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第二十六条の二十八の四第二項」を「第二十六条の二十八の四第二項」に改める。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇〇－八二四二　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五六〇円（本体一、五三〇円）　本号一部一、三〇円（本体一、〇〇円）　送料別（配）
第三種郵便物認可　平成二十三年三月十五日　明治三十二年五月一日